

番号	9
措置の名称	道州制特別区域基本方針の変更に係る資料の提供等に関する通知の発出
措置の内容	特定広域団体が道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成 18 年法律第 116 号）第 6 条第 1 項に規定する道州制特別区域基本方針の変更についての提案をするに当たり、道州制特別区域推進本部が同法第 26 条により国の行政機関等に対し資料の提供等を求めることは可能である旨、北海道総合政策部長宛に「国の行政機関等に係る資料の提供等について」（平成 22 年 4 月 6 日付け閣副第 96 号内閣官房内閣審議官通知）を発出し、周知している。
関係省庁	内閣官房